

工事における工期の延長等
に係るガイドラインの
運用について(案)

北海道建設部 建設政策局 建設管理課

令和6年8月

もくじ

1. <u>工事における工期の延長等</u> に係るガイドラインについて	3
2. 工事一時中止の区分	3
3. 全体中止と部分中止の積算内	5
4. 請求の流れ及び適用範囲	6
5. 基本計画書の作成	9
6. 工期短縮計画書の作成	9
7. 工事請負代金の構成	10

1. 工事における工期の延長等に係るガイドラインについて

(1) ガイドラインの内容について

ガイドラインの内容については、土木工事積算要領、土木工事積算要領（下水道編）及び漁港関係工事積算基準に記載している「工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算」をとりまとめたものである。

2. 工事一時中止の区分

(1) 全部中止と一部一時中止

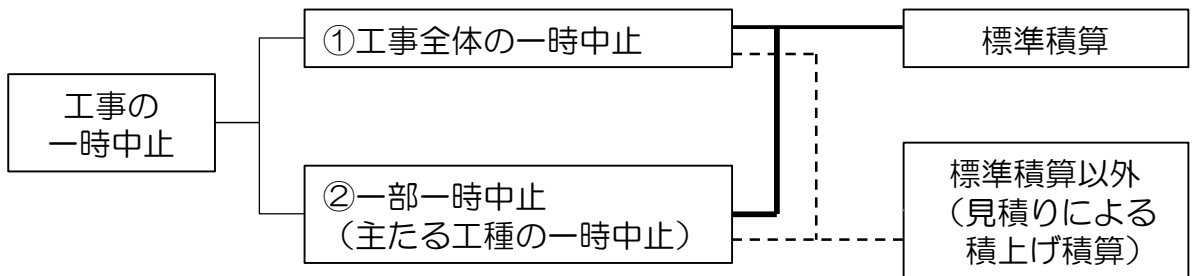
工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

建設工事請負契約書 第19条(工事の中止)

第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。



※維持工事のうち経常的な工事である場合

※工期の延長等の期間が3ヶ月を超える場合

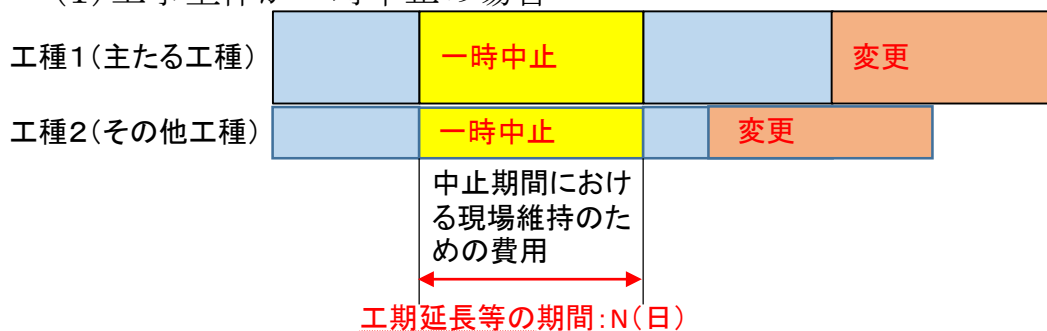
一部一時中止の場合の増加費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除 できる時期 (契約書第47条)	中止期間が工期の2分の1を超える とき(工期の2分の1が6ヶ月を超え るときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了し た後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除 されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延 期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期 延期する
増加費用の 算定方法	<u>工期延長等に伴う</u> 現場維持等の費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) $G = dg \times J + \alpha$ dg: <u>工期延長等</u> に係る現場経費率(単位:% 小数第4位四捨五入3位止め) J :対象額(<u>工期延長等</u> 時点の契約上の純工事費) (単位:円 1,000円未満切り捨て) α :積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) <u>工期の延長等に伴う増加する</u> 現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$ N : <u>工期延長等</u> 日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b:各工種毎に決まる係数	
	Nは <u>工期延長等</u> 日数	Nは一部一時中止に伴う工期延 <u>長等</u> 日数

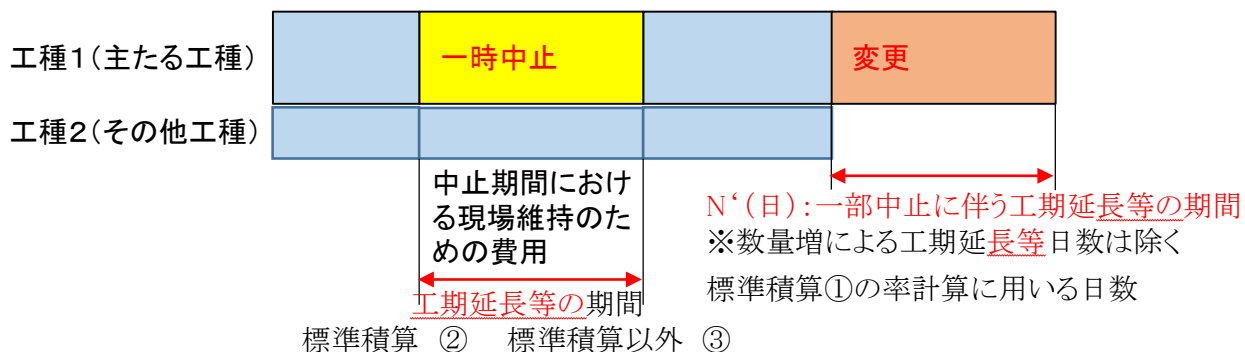
3. 全体中止と部分中止の積算内容

(1) 工事全体が一時中止の場合



工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合 ↓ 標準積算	工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合 ↓ 全て積上積算
①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 <u>工期延長等の期間</u> のN」を用いる ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「 <u>工期延長等の期間</u> 」とする。	①全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「 <u>工期延長等の期間</u> 」とする。

(2) 主たる工種が一時中止の場合



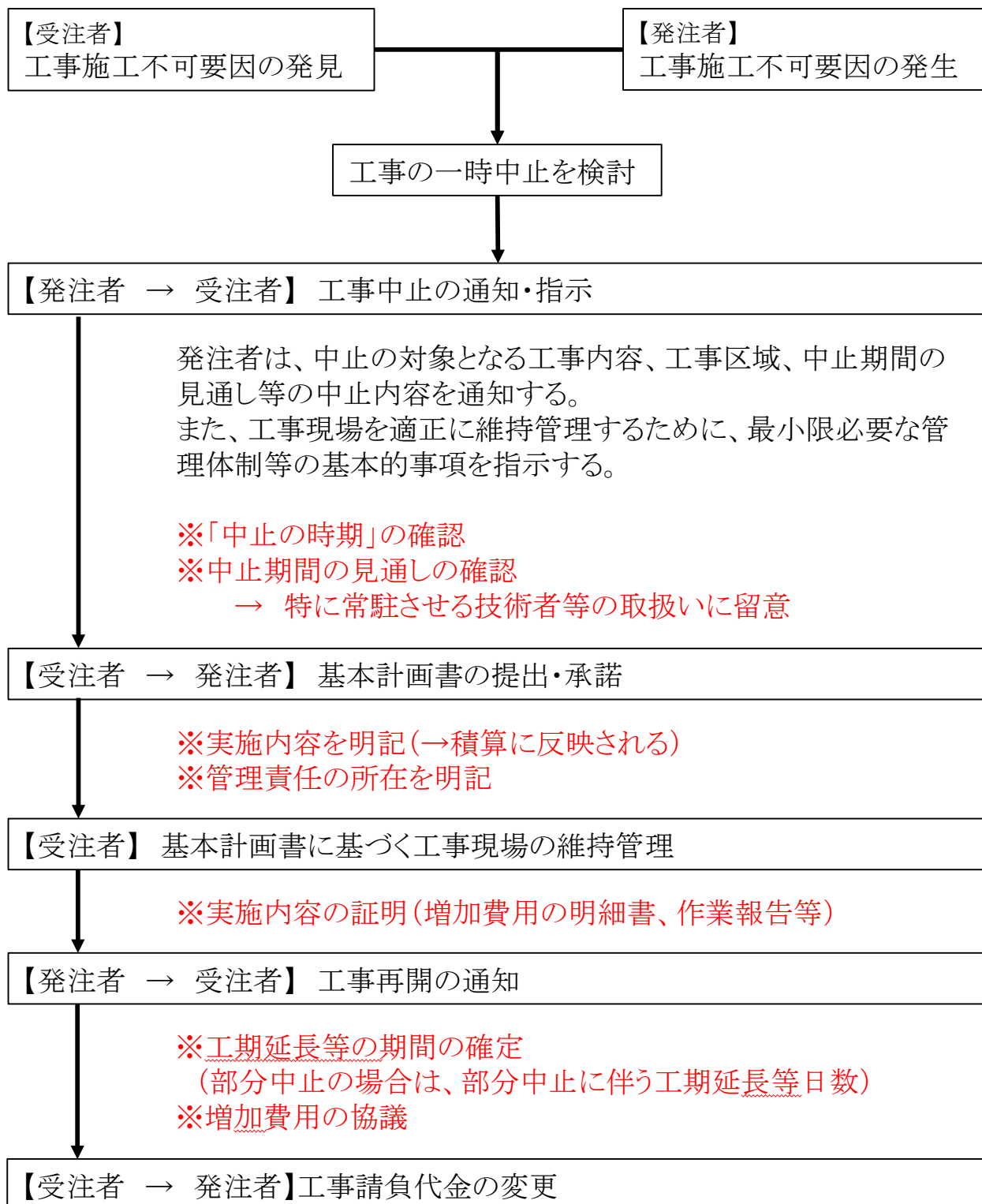
工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合 ↓ 標準積算	工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合 ↓ 全て積上積算
①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 <u>工期延長等の期間</u> のN'」を用いる ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「 <u>工期延長等の期間</u> 」とする。	③全ての増加費用を積上げ積算する。(社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設機材の損料等) ※積み上げ積算の対象期間は「 <u>工期延長等の期間</u> 」とする。

注) 工期延長等により工期が出水期にかかってしまった場合: 出水期間における現場維持等に必要 5
 な費用(仮設費、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4. 請求の流れ及び適用範囲

(1) 工事一時中止に伴う増加費用について

1) 請求の流れ



※増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

(2) 工期延長等の期間毎の対応について

	<u>工期延長等</u> の期間	
	3ヶ月以内	3ヶ月を越える
契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間	増加費用を計上しない ※全部中止の場合は、技術者の選任の解除 ※中止期間が工期の2分の1(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除件が発生	
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	積上げ積算 ※右表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費：工事看板損料 ○営繕費：現場事務所の維持費、土地の借地料 ○現場管理費：現場従業員手当等が想定される	
本工事施工中	標準積算 (増加費用$G = dg \times J + \alpha$) または積上げ積算	積上げ積算 ※右表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
	率(dg) × 対象額(J)で計上 dg: <u>工期延長等に伴い増加する</u> 現場経費率 J: <u>工期延長等</u> の時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用(主たる工種の部分中止により <u>工期延長等</u> になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ	
	α: 積上げ積算 ※ <u>工期延長等</u> の期間中の現場維持等に要する費用(表-1)の項目(率分除く)を明細書に基づき受発注者協議	
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。		

(3) 増加費用の範囲

- 1) 現場維持に要する費用
 - ① 工事現場の維持に要する費用
 - ② 工事体制の縮小に要する費用
 - ③ 工事の再開・準備に要する費用
- 2) 本支店における増し分費用
 一般管理費等として率計上される

(4) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

表－1 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

イ. 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ. 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 <u>作業を伴わない労務費は、原則として計上しない。</u>
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ. 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により <u>工期延長等の要因発生後再開するまでの間に稼働させるために要する水道光熱電力等費用</u>
ニ. 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ. 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
	③ <u>工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</u>
ヘ. 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ト. 準備費	通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する
チ. 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ. 安全費	① 既存の安全設備に係る費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ. 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力・水道等の基本料
ル. 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ヲ. 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の <u>工期延長等の</u> 期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ. 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ. 社員等従業員給料手当	<u>工期延長等の</u> 期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ. 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ. 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の <u>工期延長等の</u> 期間中の費用
レ. 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の <u>工期延長等の</u> 期間中の費用

※着色部は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止であった場合における率計上項目

5. 基本計画書の作成

1) 基本計画書に記載する内容

①中止時点における現場の状況

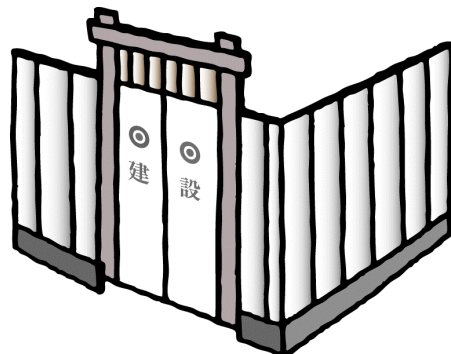
- ア. 中止する工種の出来高
- イ. 職員の体制
- ウ. 労務者数
- エ. 搬入材料
- オ. 建設機械器具等

②中止期間中の業務内容

- ア. 現場点検の実施
- イ. 緊急時の対応
- ウ. 中止期間中の実施作業

③中止期間中の現場体制

- ア. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- イ. 中止期間中の工事現場の維持管理に関すること
- ウ. 中止した工事現場の管理責任に関すること

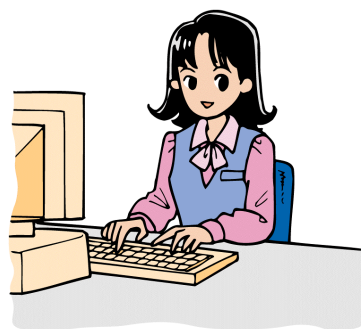


6. 工期短縮計画書の作成

1) 工期短縮計画書に記載する内容

①工期短縮のための施工計画、安全衛生計画

- ア. 職員の体制計画
- イ. 労務者の配置計画
- ウ. 材料の搬入計画
- エ. 建設機械器具等の配置計画
- オ. 労務者の増や夜間作業、時間外作業に係る安全衛生計画
- カ. 前記ア～オの工事中止前と再開後の比較と必要性の根拠
- キ. 工期短縮に必要な増加費用と根拠等



7. 工事請負代金の構成

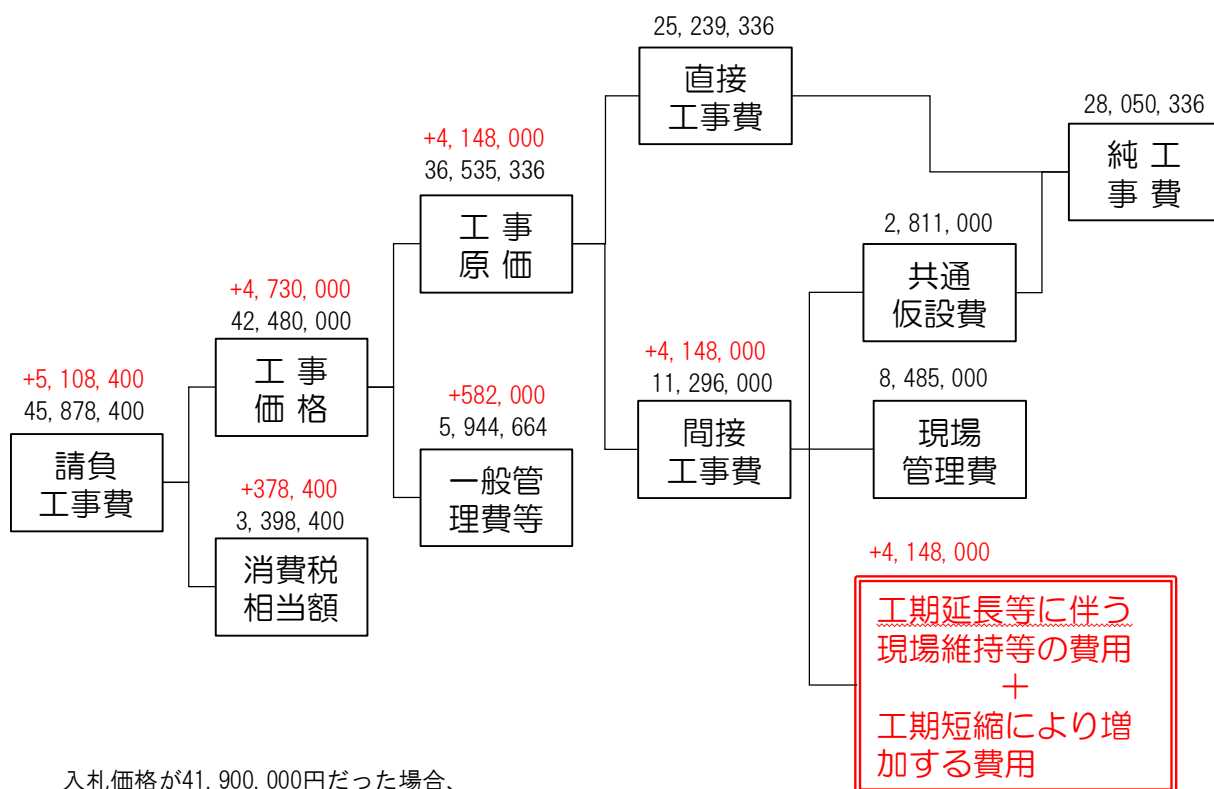
1) 増加費用等の構成

- ① 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ② 積上げ計上費用※には、**落札率**は考慮しないものとする。
- ③ 増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

※積上げ計上費用とは、2) 増加費用の計算例で示す「工期延長等に伴う現場維持等の費用＋工期短縮により増加する費用」

2) 増加費用の計算例

中止期間が3ヶ月を越える場合 **赤字は増額金額**



入札価格が41,900,000円だった場合、
新請負工事価格=41,900,000+4,730,000=46,630,000円

注) 赤字部分は随意契約設計書として作成し、元設計書に設計変更があった場合は、対象額の変更を行う